

重要

小牧市不妊治療等助成事業



生殖補助医療のご案内

※必ず、お読みください = 令和7年度 =

妊娠を望んでいる方々の経済的負担を軽減するために、体外受精、顕微授精、男性不妊の手術、胚移植等に要する費用を助成します。

【補助金を受けることができる医療行為】

- ・ 生殖補助医療（体外受精、顕微授精）
- ・ 男性不妊治療
- ・ 先進医療
- ・ 自費診療

（保険診療及び先進医療に定められていない保険外診療を併用して、全額自己負担になったもの）

【対象者】

- (1) 双方、またはいずれか一方が申請日において小牧市内に住民登録をしている方
- (2) 婚姻届を出されているご夫婦、または事実婚関係にある男女
- (3) 医療保険加入者、または被扶養者の方、若しくは生活保護法に規定する医療扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び、永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する医療支援給付対象者
- (4) 市税(市民税、固定資産税及び国民健康保険税)を滞納していない方
- (5) 産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科又は皮膚泌尿器科を標榜する医療機関において、不妊症と診断され、生殖補助医療及び男性不妊治療を受けられた方

【補助期間・補助金額】

≪生殖補助医療≫

採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精 1 回に至るまでの治療を一区切りとします。ただし、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も 1 回とカウントされます。

- ・ 保険診療のみで行われた治療
- ・ 保険診療と先進医療に係る保険外診療を併用して行われた治療
- ・ 自費診療として行われた医療（保険診療と先進医療以外の保険適用外の治療）

≪男性不妊治療≫

手術から精子凍結に至る治療の過程迄です。

- ・ 対象者が負担した金額分

以上の各治療において、自己負担分の上限 10 万円まで助成しますが、高額療養費制度や付加給付制度により補助された金額を控除した額になります。

※文書料・容器代・個室料等治療に直接関係ない費用等は対象外です。

※小牧市在住中に受けた治療が対象です。転入前・転入後に受けた治療は対象外です。

- ・ 高額療養費制度：医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費がひと月で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度
- ・ 付加給付金制度：保険組合等で独自に決めた限度額を超過した費用分が支給される制度。高額療養費制度に上乗せをして給付されるもの

【申請期間・申請回数】

- ・ 1回の治療の終了ごとに行い、治療終了から1年以内に申請してください。
- ・ 小牧市から転出される場合は、必ず転出前に申請をしてください。
- ・ 初めての生殖補助医療等の治療開始時点で、妻の年齢が40歳未満の場合は6回を上限とし、40歳以上43歳未満の場合は3回を上限とします。
ただし治療中に妻の年齢が43歳に達した場合は、当該治療で上限に達したものとします。
- ・ 申請回数は、治療開始から出産（妊娠12週以降の流産又は死産を含む）に至るまでの通算とし、本市に転入する以前に生殖補助医療等を受けていた場合は、転入前の回数を加えたものとします。

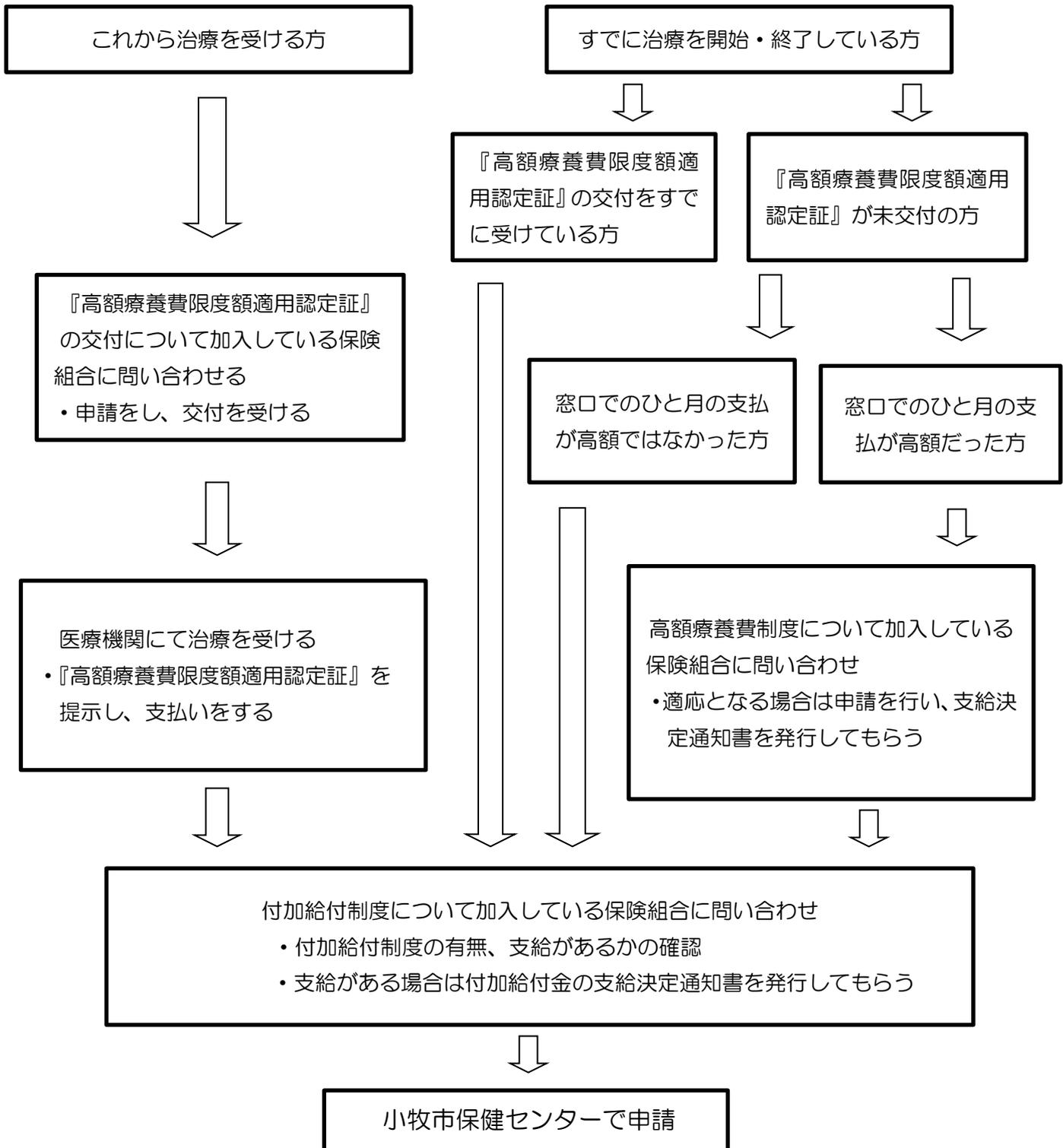
【申請に必要な書類等】

- ① 小牧市不妊治療等補助金交付申請書
- ② 小牧市不妊治療等補助金交付に関する同意書
- ③ 小牧市不妊治療等受診等証明書(生殖補助医療) 医療機関に作成を依頼してください。
医療機関によっては文書料がかかります。
- ④ 小牧市不妊治療等補助金交付請求書
- ⑤ 領収書原本とコピー 日にち順に並べて提出してください。
原本は受付印を押してお返しします。
- ⑥ 双方の健康保険の加入状況が証明できるもの 双方のコピーを提出してください。
- ⑦ 振込先の預金通帳のコピー 銀行名・口座番号・支店名がわかる部分のコピーを提出してください。
- ⑧ 戸籍謄本（3か月以内に公布されたもの） 小牧市に戸籍がない場合はご用意ください。
- ⑨ 事実婚に関する申立書 事実婚関係の方は各々の戸籍謄本も必要です。
外国籍の場合、独身証明書を提出してください。
(大使館等で交付されています)
- ⑩ 婚姻届受理証明書(申請日前3か月以内のもの) 双方いずれもが外国籍の場合はご用意下さい。
- ⑪ 住民票 小牧市外に住民票がある方のみ必要です。
- ⑫ 市税の滞納がないことの証明(双方とも) 令和6年1月～令和6年12月に所得がなかった方は、市役所市民税課で0円申請の手続きをお願いいたします。
- ⑬ 高額療養費限度額適用認定証が確認できるもの 保険組合より高額療養費限度額認定証が発行されている方。コピーを提出してください。
- ⑭ 高額療養費・付加給付金の支払決定通知書等 高額療養費や付加給付金が支給された方は、コピーを提出してください。加入している保険組合等により発行されているものです。
- ⑮ 高額療養費、付加給付金該当月の、不妊治療以外の領収書・明細書 高額医療費や付加給付金が支給された方のうち、申請する不妊治療以外の診療を同じ月で受診された場合は対象の部分のコピーを提出してください。
- ⑯ 母子手帳の表紙のコピー 第2子目以降も補助対象となりますが、その場合申請時に親子健康手帳(母子手帳)の写しをお持ちください。(妊娠が成立し、親子健康手帳(母子手帳)が交付された時点で第1子とみなします。)

【生殖補助医療の申請の流れ】

・一般不妊治療のみでも、ひと月の支払が高額になる可能性がある方又は高額になった方

※ 『ひと月の支払が高額』とは、ひと月の支払が57,600円以上（扶養になっている方は21,000円以上）の方ですが、収入によっては金額が異なるので、ご自身で保険組合へご確認ください。



『高額療養費限度額適用認定証』がないまま高額な医療費を払い続けると、申請のために必要な手続きが増え、4か月程度不妊治療費補助金の支払が遅れます。1か月の医療費が高額になることが予想される場合は、『高額療養費限度額適用認定証』を申請してください。

【補助金の支払】

- 申請書の書類を審査したうえで決定した補助額については、書類を受理した日から1~2か月の間に『小牧市不妊治療費等補助金交付決定通知書』でお知らせします。その後指定していただいた振込先へお支払いいたします。
- ひと月の支払が57,600円以上（どちらかが扶養になっている場合は21,000円以上）の場合は高額療養費制度、付加給付制度に該当する可能性があります。同意書に基づき、ご加入の保険組合等に高額療養費等の支給の対象となるか確認させていただく場合があります。確認後、支給があった場合は、その額を控除して補助金をお支払いします。また補助金をお支払いした後に支給があったことが確認できた場合は、補助金を返還していただくこととなりますので、ご了承ください。

【注意事項】

- 確定申告で医療費控除を受けられる方は、必ず確定申告の前に保健センターに申請をしてください。なお補助額の確定に時間を要しますので、早めの申請をお願いいたします。
- 審査に当たってご連絡する場合がありますので、日中つながる電話番号で申請してください。

【申請所・問い合わせ先】

- 小牧市保健センター母子保健係： 小牧市常普請1丁目318番地 TEL 0568-75-6471



Q&A

Q1：治療の途中で転職等により保険証が変わります。

A1：変更前の保険証を使って治療を受けた場合は、変更前の保険証の写しと変更後（現在）の保険証をお持ちください。高額療養費等で保険組合等に問い合わせる場合があります。

Q2：付加給付金があるのか、わかりません。

A2：ご自身が加入している保険組合にお問い合わせください。給付がある場合は、金額がわかる書類の提出が必要となります。

Q3：任意で入っている医療保険（生命保険等）で給付があるのですが、補助額に影響はありますか。

A3：ありません。

Q4：不妊治療をしながら、他の疾患で医療受診をしました。他の医療機関での診察分も含めて給付金があった場合、補助金額に影響はありますか。

A4：高額療養費は月単位での合計になりますので、不妊治療費としていくら還付されているのか確認する必要があります。ご自身が加入している保険組合に、他の疾患で受診した医療機関での医療費を確認していただき、不妊治療費と他の疾患の領収書と明細書を申請時にご持参ください。

Q5：高額療養費や付加給付金の対象となる月の、不妊治療以外の診療の領収書や明細書を紛失してしまいました。申請はできるのでしょうか。

A5：不妊治療の補助金申請は可能ですが、提出のない場合は、補助金額が減額される可能性があります。

Q6：複数の医療機関で治療しました。申請はできますか。

A6：申請は可能ですが、それぞれの医療機関で『小牧市不妊等受診等証明書』を作成していただく必要があります。また作成にかかる文書料は自費になります。